

26 生生推第 28 号
平成 27 年 1 月 30 日

各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保険福祉部企画課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長

佐藤 安 紳



(印影印刷)

「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視」に係る総務省
行政評価局の勧告について（通知）

専修学校及び各種学校における留学生の適切な受入れについては、従前より御配慮いただいているところですが、平成 25 年 4 月 19 日付け総評第 37 号により、総務大臣から別紙 1 のとおり勧告があり、これを受け、文部科学省と法務省において対応を協議してまいりました。

これを踏まえ、各都道府県及び各都道府県教育委員会において学校教育制度の範囲において適切な留学生管理等を専修学校・各種学校に指導する際には、別紙 2 を参考にそれぞれの所在地を管轄する入国管理局に対して、専修学校・各種学校の適正校・非適正校^(注)の選定結果等に関する情報の提供を必要に応じて求め、活用するようお願いいたします。

なお、留学生管理等については、既に平成 22 年 9 月 14 日付け 22 文科生第 473 号文部科学省生涯学習政策局長通知「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」及び同日付け 22 生生推第 51 号文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長通知「専修学校における留学生管理等の徹底について」（別紙 3 参照）により周知しているところ、同通知を踏まえた適切な対応をお願いします。

また、留学生の卒業後等における教育機関の取組及び所在不明となった留学生の取扱いについて、別紙 4 のとおり法務省から通知がありました。各都道府県及び各都道府県教育委員会の専修学校各種学校主管課にあっては、所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、各国立大学の担当課にあっては管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあっては所管の専修学校に対して、この旨周知いただき、留学生の卒業後等における在留管理等への御協力をお願いします。

(注) 非適正校とは、不法残留率（前年の留学生在籍者に占める不法残留者数の割合）が 5 % を超える学校等を言い、適正校とは、非適正校以外を言う。適正校・非適正校の選定は法務省が行い、その結果は各専修学校・各種学校に直接伝達される。

【添付資料】

- (別紙1) 「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視」に係る総務省行政評価局勧告(抜粋)
- (別紙2) (参考様式) 入国管理局への情報提供依頼文書
- (別紙3) 平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」(抄)及び平成22年9月14日付け22生生推第51号生涯学習政策局生涯学習推進課長通知「専修学校における留学生管理等の徹底について」(抄)
- (別紙4) 平成27年1月27日付け法務省入国管理局「留学生の卒業後等の在留管理の適切な推進等について(依頼)」

【担当】

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係(春田、江森)

TEL:03-5253-4111(内線:2915)

FAX:03-6734-3715

「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視」に係る総務省行政評価局勧告(抜粋)

(本文 302 頁)

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、専修学校等における留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 略
- ② 文部科学省は、法務省と連携して、専修学校等の留学生の受入れ及び在籍管理に関する都道府県等の役割について明確にすること。
- ③ 法務省は、上記②を踏まえ、都道府県に対して、行政目的に照らして法令で認められる範囲で、専修学校等の適正校・非適正校の選定結果を提供すること。

(本文 322 頁)

【所見】

したがって、法務省及び文部科学省は、教育機関における適切な留学生の卒業後等の在留管理を推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 法務省は、教育機関における留学生の卒業後等の在留管理の実行性を確保する観点から、文部科学省と連携して、留学生の卒業後等における在留管理に係る教育機関の役割及び取り組むべき具体的な措置を整理し、教育機関に示すこと。

また、文部科学省は、教育機関に対し、上記の具体的な措置に沿って、留学生の卒業後等の適切な在留管理への協力を求めること。

- ② 法務省は、教育機関における留学生の不法残留事案の再発防止策を充実強化する観点から、文部科学省に提供する留学生の不法残留事案に関する情報については、法令の範囲内で再発防止に資するような具体的な情報を提供すること。

また、文部科学省は、大学等に対しても、法務省から提供された当該情報を提供すること。

なお、専修学校等に対する留学生の不法残留事案に関する情報の提供について、法務省は、専修学校等の留学生に関する都道府県の役割の範囲を踏まえ、適切に対処すること。

※ 専修学校・各種学校関連部分に下線を付記しています。

※ 全体版 URL : http://www.soumu.go.jp/main_content/000219632.pdf

(参考様式)

平成●●年●●月●●日

●●入国管理局長 殿

管轄する地方入国管理局・支局名を記入すること。

(都道府県等) ●●局●●部●●課

専修学校・各種学校の選定結果等に関する情報の提供について（依頼）

専修学校・各種学校の選定結果等に関する情報について、下記のとおり提供を依頼します。

記

1. 提供依頼内容

提供依頼対象の学校名や内容を具体的に記載すること。

①●●専門学校

選定結果（平成●●年及び平成●●年）

②各種学校●●学校

不法残留者数（平成●●年）

行政機関の保有する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号の規定に適合していることの説明を求めるもの。

2. 根拠法令等

①事務又は業務の根拠となる法令

- ・（都道府県等）●●条例第●条第●項第●号
- ・（都道府県等）●●規程第●条第●項第●号

根拠となる法令を記載の上、該当部分の抜粋を添付すること。なお、分量が多い場合等はすべて別紙としても可とする。

②情報の利用目的

●●●

③情報の利用範囲

●●●

④情報の利用理由

●●●

提供を受けた情報の利用目的、範囲及び理由について具体的に記載すること。

特に、行政機関の保有する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第3号の規定への適合性の有無を判断するものであるため、当該法律の趣旨を理解し、十分な説明が必要である。

なお、記載が不十分である場合には、入国管理局から追加説明要請があることから、当初から十分に記載すること。

※「①の条例に規定する事務に要するため。」程度の記載では不十分である。

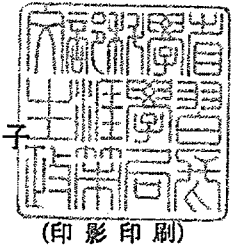
(抄)

別紙3

22文科生第473号
平成22年9月14日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会 殿

文部科学省生涯学習政策局長
板東久美子



専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて（通知）

専修学校及び各種学校における外国人留学生の受入れに当たっては、各専修学校・各種学校による在籍管理等が適切に行われる必要があります。

平成21年の通常国会においては「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）が可決・成立しており、同改正法による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、関係省令とともに、平成22年7月1日から施行されています。

これらの法令における専修学校及び各種学校に関係する主な改正事項は、下記1のとおりですので、所管の専修学校・各種学校への周知徹底方について御配慮願います。

文部科学省としては、同改正事項を踏まえ、また、高度人材受入れの拡大等に対する要請の高まりや、現下の受入実態等を考慮し、専修学校・各種学校への留学についても、この際、その受入れの促進と同時に、改めて留学生管理等の徹底を図る必要があると考えます。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、所管の専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて、下記2及び3に留意した適切な受入れが進められるよう、御指導願います。

本通知の内容については、法務省と協議した結果を踏まえたものであることを申し添えます。

記

1 専修学校及び各種学校関係の主な改正事項

平成22年7月1日から施行された改正事項のうち、専修学校及び各種学校における外国人生徒の受入れに関するものは、次のとおりであること。

(1) 在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化について

外国人留学生の安定的な在留のため、在留資格については、「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化すること。ただし、専修学校高等課程若しくは一般課程又は各種学校における外国人生徒であつて、現に「就学」の在留資格を有する者にあつては、その活動内容に変更がない限り、改正法の施行後においても在留資格を「留学」に変更する必要はないこと。

〔 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第一の四「留学」の項、出入国管理及び難民認定法第七条第一項二号の基準を定める省令(平成2年法務省令第16号)「法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動」の項 〕

(2) 留学生・就学生の資格外活動許可の取扱いについて

留学生・就学生に対し許可する資格外活動の内容について、出入国管理及び難民認定法施行規則中に明記したこと。

なお、在留資格「留学」と「就学」の一本化に伴い、資格外活動許可についても、就学生への許可に係る従来の条件は廃止し、留学生への許可に係る条件に一本化したこと。具体的には、従来「就学」の在留資格の対象とされていた専修学校高等課程及び一般課程並びに各種学校の外国人生徒の資格外活動時間については、「1日について4時間以内」から「1週について28時間以内(在籍する教育機関が学則で定める長期休業期間にあるときは、一日について8時間以内)」に変更されること。

〔 出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第19条 〕

2 専修学校における留学生管理等に関する留意事項

(1) 適切な受入れについて

各専修学校においては、生徒数の確保の観点からのみ安易に留学生を受け入れることは厳に慎むこと。入学者選抜に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、入学志願者等の目的意識、学習意欲、学力等を適切に判定すること。また、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することを確認すること。

(2) 受入数について

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保する観点から、専修学校の設置目的、入学定員、教職員組織、施設設備等を考慮した適切なものとする。

このため、地方入国管理局等に対し、在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可に関する手続きをとる留学生に係る入学許可者数については、「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入れについて(通知)」(平成2年6月29日付け文学留第168号)記4(3)の規定により、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1までにとどめることとしてきたが、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、平成23年度以降に入学予定の留学生について、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて受け入れることを可能とすること。なお、入学者募集要項等において、留学生の受入予定数をあらかじめ示すことが望ましいこと。

(3) 在籍管理等について

入学許可して受け入れた外国人生徒については、各専修学校が自ら責任を持って在籍管理等を行う必要があること。

このため、各専修学校においては、留学生の出欠状況、学業成績、資格外活動の状況等を的確に把握するとともに、長期欠席者や学業成績の良好でない者に対する連絡や指導を徹底すること。学校外の日常生活に関しても、各留学生に対する十分な指導を行えるよう、必要な体制を整備すること。

また、勉学状況等に関し改善の見込みのない者に対しては、退学・除籍等の処分を適切に行う必要があること。退学・除籍等の処分を行い、生徒が留学目的を達成する見込みがなくなった場合には、原則として帰国を勧めることとし、帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うなど、適切に対応すること。

3 各種学校における留学生管理等に関する留意事項

各種学校における留学生の受入れについても、上記2(1)及び(3)に準じた取扱いを行うことが望ましいこと。

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
E-Mail syosensy@mext.go.jp

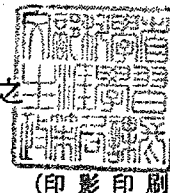
(抄)

22生推第51号

平成22年9月14日

各都道府県専修学校主管課長 殿
各都道府県教育委員会専修学校主管課長

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長
藤野 公 之



専修学校における留学生管理等の徹底について (通知)

専修学校における留学生の適切な受入れの促進等については、従前より、御配意をいただいているところですが、このたび、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知（「専修学校及び各種学校における留学生の受入れについて」）にて別途通知しましたとおり、「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）による改正事項のうち、在留資格「留学」と在留資格「就学」の一本化等に係る事項が、平成22年7月1日から施行されました。また、同通知では、専修学校における留学生の受入数について、総入学定員の2分の1までとしてきた一律の取扱いを改め、留学生の在籍管理等を適正に行っている専修学校にあつては、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内で、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることを可能としています。

文部科学省としては、「質の高い外国人学生の受入れを30万人にすることを目指す」とした政府の目標（「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（平成22年6月18日閣議決定））等も踏まえ、これらの措置を通じ、専修学校における留学生の受入れを更に促進していくこととしています。同時に、積極的な受入れの推進が不法残留等の増加につながることを防ぐよう、各専修学校における留学生管理等についても一層の徹底を図る必要があると考えます。

については、各都道府県及び各都道府県教育委員会におかれては、専修学校における留学生管理等について、下記に留意の上、遺漏のないよう、所管の専修学校に対する御指導をお願いします。

記

1 留学生管理等に関する具体的留意事項

専修学校における留学生管理等については、平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2に掲げる留意事項の徹底を図るものとするが、具体的には、留学生を受け入れる専修学校において、以下の事項に関し、特に留意するものとする。

(1) 入学者の募集・選抜について

① 入学者の募集について

留学生の入学時及び在学中における注意事項等を、あらかじめ留学生の募集要項等で示すこと。

② 入学者選抜について

留学生の入学者選抜に当たっては、入学志願者の中に、不法就労・不法滞在を目的とする者がいる場合等も想定した上で、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、次のア～ウに留意しつつ、適切に行うこと。

ア 書類審査、面接、筆記試験等について

諸外国における教育の実情等を勘案しつつ、専修学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定し、入学許可するよう配慮すること。入学志願者の目的意識、学習意欲等を適切に判定するため、書類審査に加え、可能な限り面接による審査を行うこと。また、入学志願者の実態に応じ、可能な限り筆記試験を行う等の適切な方法により、当該専修学校の課程の履修に必要な学力等の有無を的確に判定すること。

イ 日本語能力の判定について

留学に係る在留資格の取得については、法令上、法務大臣が告示をもって定める日本語教育施設における6か月以上の日本語の教育を受けた者又は学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園を除く。)において1年以上の教育を受けた者であれば、日本語能力に関する試験の成績如何にかかわらず、その他の諸要件を満たすことにより、在留資格の取得が可能な取扱いとなっているが、専修学校における入学志願者の日本語能力の判定に当たっては、これらの者についても、志望学科(日本語に関する学科を除く。)の教育課程を履修し得る日本語能力を有しているか否かを適切に判定する観点から、財団法人日本国際教育支援協会及び国際交流基金が実施している日本語能力試験(N1若しくはN2レベル)又は独立行政法人日本学生支援機構が実施している日本留学試験(試験科目「日本語」)などを活用することが望ましいこと。

ウ 支弁能力の確認について

入学許可に際しては、面接等を通じ、留学に伴う学費や留学期間中の生活に要する費用の支弁方法等を含め、わが国における留学生生活を維持できるだけの経済的基盤を有することについて、十分な確認を行うこと。

(2) 留学生向けの入学時オリエンテーションについて

① 入学時オリエンテーションの実施について

留学生の入学時には、オリエンテーションを実施し、例えば次のア～オのような注意事項等について周知を図ること。特に入国して間もない留学生に対しては、注意事項等を周知徹底すること。

ア 留学期間中の勉学に関する事

イ 日本における生活環境、日本の文化等に関する事

ウ 出入国管理に係る手続に関する事(例えば、一時出国する場合には事前に再入国許可手続が必要であることなど)

エ 法令の遵守に関する事

オ その他の注意事項

②母国語によるオリエンテーションについて

留学生に対し、必要な注意事項等を十分理解させるためには、その日本語能力等も考慮しつつ、できる限り母国語ごとに、複数回のオリエンテーションを実施することが望ましいこと。

(3) 留学期間中の在籍管理等について

①在籍管理について

留学生の入学後は、所期の留学の目的を達成できるよう、勉学状況等の把握に努めるとともに、次のア～オに留意しつつ、各専修学校が自ら責任を持って、その実態に応じた適切な在籍管理を行うこと。

ア 留学生の住所、電話番号及び帰国時の連絡先並びに経費支弁者等の連絡先などを把握しておくこと。

イ 日常の出欠管理を徹底するとともに、学業成績が良好でない者や出席状況の低調な者に対しては、面談等により改善指導を行うこと。

ウ 無断欠席者、長期欠席者に対する指導方針や除籍基準を策定し、留学生に対して周知徹底すること。

エ 退学者・除籍者及び所在不明者等については、直ちに地方入国管理局等へ報告すること。

オ 退学（転校・転学を除く）・除籍させる留学生については、特に、留学という所期の目的が達成できなくなっている状況に鑑みて、できる限り帰国するよう勧めること。また、その後の帰国状況等を十分把握すること。

②生活指導について

留学生に対し、次のア～ウに留意しつつ、日本の生活習慣や住居に関すること、緊急時の対処法など、学校外の日常生活に関する指導（以下「生活指導」という。）を行うこと。特に入国して間もない留学生に対しては、生活指導を徹底すること。

ア 生活指導担当教職員の配置について

専修学校への留学に係る在留資格の取得は、当該専修学校に外国人学生の生活の指導を担当する常勤の教職員が置かれている場合にのみ認められるものであるが、当該常勤の教職員については、なるべく、留学生の生活指導に係る業務に専任できる体制を整えること。

イ 資格外活動（アルバイト）について

留学生による資格外活動（アルバイト）については、労働の内容、就業場所、就業期間及び就業時間、雇用主の連絡先等を常時正確に把握するとともに、留学生に対しては、以下の事項を周知・指導すること。

(ア) 風俗営業又は風俗関連営業が行われる場所でのアルバイトは行わないこと。

(イ) アルバイトを行うに当たっては、資格外活動許可書（写し）又は就労資格証明書を携行すること。

(ウ) 資格外活動許可の有無、労働の内容、就業場所、就業期間・時間等に変更があった際は、在籍する専修学校の担当窓口に遅滞なく届け出ること。

ウ その他

留学生に対して、外国人登録の申請又は変更及び国民健康保険への加入について指導するとともに、その状況を把握すること。

③日本語指導について

専ら日本語の教育を行う学科等以外においても、留学生の日本語能力の向上を図るため、日本語の指導を行う教員を置くよう努めること。

(4) 卒業時の指導等について

留学生の卒業時には、進学、就職又は帰国など、その後の進路を把握すること。帰国することとした者については、確実に本国に帰るまでの確認を行うこと。また、国内での就職を希望するなどにより、在留資格の変更が必要となる者に対しては、その手続等について周知し、指導すること。

2 留学生の受入数に関する取扱い

平成22年9月14日付け22文科生第473号生涯学習政策局長通知記2(2)に規定する留学生の受入数の取扱いについては、「専修学校教育の振興方策等に関する調査研究(平成21年11月11日生涯学習政策局長決定)」の協力者会議においても検討が行われ、以下のような取扱いの方法例が提言されているので、これらを参考としつつ、適切に取り扱うものとする。

留学生の受入数に関する取扱いの方法例

(1) 受入体制等に応じた適正な数の受入れ

専修学校における留学生の受入数は、充実した教育指導及び適切な留学生管理を確保できる範囲内にとどめるものとし、受入数の増加を図る場合には、当該専修学校の経営に関する将来的な見通しの上に、計画的に留学生指導担当者の増員及び資質の向上を図るなど、十分な受入体制を整備した上で段階的に行うこととする。

(2) 在籍管理の実績又は受入体制に基づく受入数の上限

次のア又はイのいずれかに該当する専修学校にあっては、当該専修学校の入学許可を受けて、地方入国管理局等へ在留資格認定証明書の交付又は在留資格変更の許可の手続きを行うこととなる留学生の数が、設置する全ての学科の入学定員を合算した数(以下「総入学定員数」という。)の2分の1をこえないようにする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関(日本語学科)又はそれ以外の学科について、地方入国管理局等による在籍管理能力の判定において「非適正校」の判定を受け、翌年の留学生受入れに関し入国・在留審査手続きを簡素化しないこととされた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に2回以上あるものなど、在籍管理の実績が良好でないもの。

イ 留学生の生活指導に係る業務に専任する教職員が置かれていないなど、留学生受入れのための組織体制が十分でないもの。

(3) 総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れ

① 事前申出

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえる数の留学生を受け入れようとする専修学校に対し、事前に次の事項を申し出るよう求め、その申出の内容の確認を行うものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 入学許可を行おうとする留学生の数（留学生の受入予定数）
- ウ 在籍管理の実績
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

② 定期報告

所轄庁は、総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校に対し、次の事項を定期的に報告するよう求めるものとする。

- ア 留学生の受入状況
- イ 当該年度内及び次年度における留学生の受入予定数
- ウ 在籍管理の実績（除籍者・退学者・所在不明者等の状況を含む。）
- エ 留学生受入れのための組織体制
- オ その他必要な事項

③ 在籍管理の実績が良好でなくなった又は管理体制が不適切となった場合

- i) 総入学定員数の2分の1をこえて留学生を受け入れることとした専修学校が、(2)ア又はイに該当することとなったときは、その後、継続的な改善実績が示されるまでの間、入学者募集における留学生受入数を総入学定員の2分の1までにとどめるものとする。この場合において、在籍管理能力の判定等及び留学生受入れのための組織体制について、複数年度にわたる良好な実績を示した専修学校は、所轄庁の確認を得た上で、再度、総入学定員の2分の1をこえて留学生を受け入れることができることとする。
- ii) (2)ア又はイに該当する専修学校が、正当な理由なく(3)②の定期報告を行わず、総入学定員の2分の1をこえる留学生を受け入れた場合には、過剰受入数の調整を図るよう、当該受入れを行った年度の翌年度以降における留学生受入数を減ずるものとする。

(4) 留学生の受入数に関する取扱いの適用及び経過措置

① 留学生の受入数に関する取扱いの適用

(2)及び(3)の取扱いは、平成23年度入学予定の留学生の受入れから、適用するものとする。

② 経過措置

(2)アにかかわらず、総入学定員の2分の1をこえる留学生の受入れを平成23年度又は平成24年度から行う専修学校に求める在籍管理の実績については、次のア又はイのいずれかに該当し、その実績が良好なものであることを確認できれば足りるものとする。

ア 当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けた年が、受入予定年度の前年から過去4年間に1回以下であること。

イ 受入予定年度の前年から過去2年間のいずれの年においても、当該専修学校の日本語教育機関（日本語学科）又はそれ以外の学科について「非適正校」の判定を受けていないこと。

《参考資料》

- ① 「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）」【抜粋】
- ② 専修学校における留学生受入れ等に関する文部科学省の主な通知一覧
- ③ 総入学定員の2分の1をこえる留学生受入れに関する申出・定期報告の様式例

【本件担当】

文部科学省生涯学習政策局
生涯学習推進課専修学校教育振興室
専修学校第一係
TEL 03-5253-4111(内線：2939)
E-Mail syosensy@mext.go.jp



別紙4

機密性2 完全性2 可用性2

法務省管在第559号

平成27年1月27日

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課長 殿

文部科学省高等教育局学生・留学生課長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 石岡邦章



留学生の卒業後等の在留管理の適切な推進等について（依頼）

標記について、今般、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）の目的に鑑み、関係省庁と連携して不法残留事案等を防止する観点から、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて別添のとおり整理しました。

つきましては、当該整理内容につきまして、関係各機関に周知していただきますよう依頼します。

添付物

留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

留学生の卒業後等における教育機関の取組等について

平成 27 年 1 月
法務省入国管理局

日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間のヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大する「グローバル戦略」を展開する一環として2020年を目途に留学生受入れ30万人を目指した「留学生30万人計画」の実現に向けて、関係省庁が連携して様々な取組を行っているところ、留学生の増加によって、不法残留者が増加することとならないよう取り組んでいかなければなりません。

ついては、留学生を受け入れている教育機関におかれては、関係省庁と連携して不法残留の発生等を防止する観点から、留学生の卒業後等における教育機関の取組や所在不明となった留学生の取扱いについて、以下のとおり取組等を行っていただくようお願いします。

1 留学生の卒業後等における教育機関の取組について

教育機関は、留学生の受入れに当たり適切な入学者選抜を行うとともに、受け入れた留学生に対し責任をもって在籍管理や生活指導を行うことが求められる。また、卒業や退学等によって留学生の受入れを終了する際又は終了した後においては、次のような取組が求められる。

- (1) 進学を希望する留学生については、進学先教育機関の入学事実の確認並びに当該教育機関の名称（学部・学科等名を含む。）及び所在地の把握に努める。
- (2) 就職を希望する留学生については、就職先の内定事実の確認並びに就職先機関の名称及び所在地の把握並びに当該就職に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (3) 進学又は就職以外の目的をもって本邦に在留することを希望する留学生については、当該目的に係る事実の確認及び当該目的に係る在留資格変更許可申請を行ったことの確認に努める。
- (4) 帰国を希望する留学生（出国準備のための「短期滞在」又は「特定活動」の在留資格をもって在留する者を含む。）又は進路が明らかでない留学生については、帰国の指導及び出国した事実の確認に努める。
- (5) 留学生が継続就職活動を目的とする「特定活動」の在留資格をもって引

き続き本邦に在留する場合には、当該在留資格への在留資格変更許可申請やその後の在留期間更新許可申請の際に受入教育機関から当該留学生に係る推薦状等の提出がなされることを条件とし、特に活動を指定して在留を許可していること等を踏まえ、教育機関は、当該留学生が継続就職活動を終了する際又は終了した後において上記（１）から（４）と同様の確認、把握及び指導に努める。

（注１）適正かつ円滑な入国・在留審査を実施するため、不法残留者を発生させていないこと等が認められる教育機関からの申請については、提出資料を簡素化すること等の取扱いとする。

（注２）受け入れた留学生が、（１）の場合においては進学先教育機関に入学した後、（２）及び（３）の場合においては在留資格変更許可申請（継続就職活動を目的とする「特定活動」への申請を除く。）を行った後、（４）の場合においては出国した後（みなし再入国許可により出国した後本邦に入国した場合）に不法残留となった場合には、受け入れた教育機関から責任の所在が移っていることから、特段の事情がない限り、教育機関の選定において、受け入れた教育機関が不法残留者を発生させたものとしては取り扱わない。

2 所在不明となった留学生の取扱いについて

教育機関は、受け入れた留学生の在留資格に応じた活動を確認した最後の日の翌日から３か月を経過した時点で当該留学生が所在不明となっているときは、地方入国管理局に対し、当該留学生の所在不明について届け出るよう努める。

（注）上記の時点までに退学又は除籍等によって受入れを終了し、当該事由について、既に地方入国管理局に届け出ているときは、所在不明について改めて届け出る必要はない。

留学生の所在不明に関する届出

① 届出の対象者

氏 名 _____ 性別 男 ・ 女

生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域 _____

住 居 地 〒 _____

在留カード番号 _____

教育・研究活動へ
参加した最後の日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

② 届出機関

機 関 の 名 称 _____

機 関 の 所 在 地 〒 _____

担 当 者 _____ 電話番号 _____

届 出 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

